

(8) 定期検査・定期点検の方法

平成 20 年国土交通省告示第 285 号（以下、「告示」という。）第 2 第 2 項に規定する検査の方法を記載した図書に基づき、定期検査・定期点検において用いる検査の方法は、次の (1) に定める通りとする。

(1) 以下の表 (い) 欄に掲げる検査項目に応じ、同表 (ろ) 欄に掲げる検査事項（ただし、定期点検においては、損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表 (は) 欄に掲げる方法を実施し、その結果が同表 (に) 掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定する。

別表

| | | (い)検査項目 | (ろ)検査事項 | (は)検査方法 | (に)判定基準 |
|--------------------|-----|-------------------------|----------------------------------|---|---|
| 照明器具 | (1) | 非常用の照明器具 | 使用電球、ランプ等 | 目視により確認する。 | 別添に示された非常用の照明器具（LED ランプ等）の仕様に適合しないこと。 |
| 電池内蔵形の蓄電池及び自家用発電装置 | (1) | 予備電源 | 予備電源への切替え及び器具の点灯の状況 | 作動の状況を確認する。 | 昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 第 2 号の規定に適合しないこと。 |
| | (2) | | 予備電源の性能 | 点灯時間を確認する。 | 昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 第 3 号の規定に適合しないこと。 |
| | (3) | 照度 | 照度の状況 | 避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において十分に補正された低照度測定用照度計により測定する。 | 常温下で床面において水平面照度が 2 ルクス以上でないこと。 |
| | (4) | 分電盤 | 非常用電源分岐回路の表示の状況 | 目視により確認する。 | 非常用の照明装置である旨の表示がないこと。 |
| | (5) | 配線 | 配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く） | 目視又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 | 令第 112 条第 15 項又は第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。 |
| 電池内蔵形の蓄電池 | (1) | 配線及び充電ランプ（充電モニター）の点灯の状況 | 充電ランプ（充電モニター）の点灯の状況 | 目視により確認する。 | 充電ランプ（充電モニター）が点灯しないこと。 |
| | (2) | | 誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況 | 目視により確認する。 | 昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。 |